

.....  
5月の第2日曜日といえば『母の日』ですね。母の日にはカーネーションを送る習慣がありますが、その習慣は20世紀初めのアメリカで、アンナ・ジャービスと言う女性が、亡き母の命日に教会で白いカーネーションを信者たちに配ったのが始まりといわれています。その後、1914年にウィルソン大統領によって5月の第2日曜日を母の日と制定しました。

『母の日』には母のいる人は赤いカーネーションを、母が亡くなった人は白いカーネーションを身につける習慣でしたが、いつからか贈る花になったそうです。 (事務局)

.....

平成18年5月20日号 目次

- | 1. ヘッドラインニュース
- | 官庁施設の ESCO 事業実施マニュアルを作成しました
- | 2. How to 保全
- | P C B 廃棄物の保管と今後の処理事業について
- | 3. 営繕情報コーナー
- | 意見書に関連する業務、営繕計画書、新営予算単価について
- | 4. 今月の特集
- | 簡易専用水道ってなあに？
- | 5. 講習会等のご案内
- | 平成19年度 新営予算単価説明会のご案内

1. ヘッドラインニュース

官庁施設の ESCO 事業実施マニュアルを作成しました

この度、官庁施設のグリーン診断及びグリーン改修の手法の一つとして ESCO 事業を導入する際における導入計画の立案、事業者の選定、事業の実施、リスク分担等の基本的な考え方を示すことによって、統一かつ円

滑に事業を実施し、施設運用に係る光熱水費を削減するとともに、地球温暖化対策に資することを目的として『**官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル**』が国土交通省大臣官房官庁営繕部で作成されました。

マニュアルは国土交通省HPからダウンロード出来ます。

国土交通省TOP 組織別情報@官公庁施設

新着情報@「官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル」を掲載しました。(2006.4.17)

(保全指導・監督室 瀧下)

## 2. How to保全

### P C B 廃棄物の保管と今後の処理事業について

P C B (ポリ塩化ビフェニル)は、水に溶けにくく、沸点が高く、熱で分解しにくい材料で、不燃性、電氣的絶縁性が高いなど様々な優れた特性を有する、油状の物質です。そのため、変圧器、コンデンサのような電気機器をはじめ、外壁のシーリング材、一部の紙等、幅広い用途に使用されてきました。しかし、昭和43年にカネミ油症事件により強い毒性が認識され、昭和47年より生産中止となりました。しかし、P C B 廃棄物を適正に処理する方法が当時はなかったため、それ以降30年以上の間、P C B 廃棄物は事業者により保管が義務づけられ、現在に至っております。

P C B 廃棄物を保管している事業者には、主に表1のような規制があります。実際に管理されている方はご存じかと思いますが、ご確認ください。また、保管に関する注意点は表2の通りです。再確認してみてください。

さて、P C B 廃棄物の処理事業が始まっていることはご存じでしょうか。日本環境安全事業株式会社(J E S C O)により、既に九州・四国・東海・南関東では処理が始まっており、近畿2府4県を対象とする大阪事業所は、今年8月に開業予定です。残りの北海道・東北・北陸・北関東・甲信越を対象とする北海道事業所は来年の夏に開業予定)

大阪事業所の場合、現在のところ全てのP C B 廃棄物が処理できる予定ではなく、変圧器のような大型機器のみです(例えば照明器具の安定器は処理できません)。

詳細は J E S C O のホームページをご参照ください。

<http://www.jesconet.co.jp/>

今後、他の廃棄物も処理できるように検討が行われています。

(保全指導・監督室 中西)

#### 表1:保管者に課せられる規制

(違反すると、内容によっては3年以下の懲役、1,000万円以下の罰金等科せられます！)

・特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない
・毎年度、P C B 廃棄物の保管・処分の状況を届出なければならない
・P C B 廃棄物を譲渡、及び譲受してはならない
・平成28年7月15日までに適正処理を行わなければならない

#### 表2:保管方法の注意点

・保管する場所に人が立ち入らないよう囲いをもうけ、その旨を表示する
・P C B 廃棄物本体にも表示をする
・万一、廃棄物からP C B 油が漏れたときに備え、容器に入れる または油の受け皿を敷く

**参考法令** ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

### 3. 営繕情報コーナー

#### 意見書に関連する業務、営繕計画書、新営予算単価について

今回は意見書(営繕計画書に関する意見書)に関連する業務、営繕計画書、新営予算単価について紹介します。

営繕部では「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づいて、意見書に関連する業務を行っています。

各官署において施設整備の予算を要求する場合、各省庁の出先機関である、地方支分局等は各本省に上申します。上申された資料は各省庁毎に取りまとめられ、各省各庁の長は毎年、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその付帯施設の建設に関する計画書(営繕計画書)を毎年7/31までに財務大臣及び国土交通大臣に送付します。この後、国土交通省官房官庁営繕部・地方整備局営繕部で官庁建物実態調査の資料を基に緊急度及び計画性に関する意見書を作成し8/20までに各省各庁の長及び財務大臣へ送付することになります。

以上の流れの中で各官署の出先、地方局が作成する資料の中に営繕計画書が含まれています。営繕計画書には当該建築物及びその付帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費の記載が必要で、工事費算出のための積み上げ用の統一要求単価が、新営予算

単価です。毎年5月末頃に、各本省庁に対して説明会が開かれ、各本省庁より各地方支分局等に新営予算単価が配布されている事と思います。

新営予算単価は大きく分けると、建築物を新築することに関する単価「新営予算単価」、建築物を修繕することに関する単価「施設特別整備(特別修繕)単価」で構成されています。説明会では、各所修繕費要求単価・庁舎維持管理費要求単価も合わせて説明しており、資料には営繕計画書作成要領なども含まれています。

営繕計画書や新営予算単価に関する質問等について、保全指導・監督室、営繕事務所、営繕部計画課に照会していただければ回答しますし、営繕計画書は各要求官署にて作成(単価の入れ替え含む)するのが基本ですが、要請があれば作成の協力を行っているところです。また、公共建築協会主催で新営予算単価の地方説明会も開催されています。

以上簡単な営繕計画書・新営予算単価の紹介になりましたが、御理解いただけましたでしょうか、次回は意見書制度などの紹介を予定です。

(計画課 中尾)

#### お知らせ

各本省庁向け「H19 新営予算単価説明会」が5/31(水)に中央合同庁舎2号館で開催されます。

また、公共建築協会主催で各地方での説明会(大阪地区6/13(火))も開催されます。

次頁の「平成19年度 新営予算単価説明会のご案内」を参照下さい。

#### 4. 今月の特集

##### 簡易専用水道ってなあに？

皆さんが普段何気なく使用している水について簡単に説明しましょう。日本においては全国どこに行っても、蛇口をひねると水が出てきます。この水についても法律により規定されています。その法律とは水道法(昭和 32・6・15・法律177号)「厚生労働省所管」です。この法律において、「水道」、「水道事業」、「簡易水道事業」、「水道用水供給事業」、「水道事業者」、「専用水道」、「簡易専用水道」などの布設や管理について規定されています。

「簡易専用水道」とは、簡単にいうと、水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>を超えるものが該当します。

「簡易専用水道」の管理については、1年以内ごとに1回の水槽の清掃、水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること、供給する水に異常を認めたときは必要な検査を行

うこと等が規定されています。また1年以内ごとに1回、検査(簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査、書類の整理等に関する検査)を受けなければなりません。

なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用を受ける建築物(例えば3,000m<sup>2</sup>以上の事務所等)は、水質検査に関しては、さらに、7日以内ごとに1回の遊離残留塩素の検査等が義務づけられています。

「簡易専用水道」に該当しない場合でも、市町村等の条例等により、管理等に関する規定が定められているところもあります。詳しくは、施設の所在地における市町村の水道局、水道課等にご確認ください。

(技術・評価課 豊田)

#### 5. 講習会等のご案内

##### 平成19年度 新営予算単価説明会のご案内

国土交通省では、施設の新営等にかかる予算の要求単価について毎年度資料を作成し、各省庁における同予算要求単価について調整を図っております。

このたび、平成19年度の予算要求単価資料を有効かつ適正にご活用していただくため、説明会を開催することにいたしました。参加希望される方は下記のところまで問合せをお願いします。

日 時：平成18年6月13日(火) 13:30~16:00

場 所：マイドームおおさか(大阪市中央区本町橋2-5)

問合先：(社)公共建築協会 近畿地区事務局

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-2-17

TEL 06-6943-7571 FAX 06-6943-7576

.....  
事務局より

このメールマガジン(メールでの受信が不便な方にはFAXでお送りしています)は、国、地方自治体、特殊法人、独立行政法人の施設管理に携わっておられる方々に、施設の保全の最新情報や保全の技術をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしています。現在、整備局から本メール(またはFAX)が届いていない方で受信を希望される方がござ

いましたら、事務局までお知らせ下さい。また、施設管理の担当地域が整備局の複数の監督室・事務所にまたがる方には、監督室・事務所の情報を伝えるためにも、それぞれの監督室・事務所からお送りしています。

本メールマガジンについてのご意見、ご感想等をお待ちしています。今後のメールマガジンや保全業務のあり方に反映させていきたいと思っています。

事務局

近畿地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係：岩田弘美、岩下衣未子、瀧下幸生

(連絡先 iwata-h86qz@kkr.mlit.go.jp 06-6443-1791)

京都営繕事務所：西井里佳、森田良次、吉見章

(連絡先 nishii-r86qs@kkr.mlit.go.jp 075-752-0505)

神戸営繕事務所：植岡哲也(連絡先 ueoka-t86fe@kkr.mlit.go.jp 078-222-8979)  
.....